

平成24年度「キッズデザイン製品開発支援事業」
情報活用整備プロジェクトに係る公募要領

平成24年7月10日
経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課
特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会
独立行政法人産業技術総合研究所

経済産業省では、平成24年度「キッズデザイン製品開発支援事業」の一環として、子どもの事故原因の究明や事故予防のための技術的課題を有する企業・業界団体等から、事故メカニズムの解明や製品構造・機能の問題点の分析、安全評価手法の確立等につながる調査研究テーマ、及び産業界がデータを有効活用するためのプログラム、ツール、手法などの提案を情報活用整備プロジェクトとして、以下の要領で広く募集いたします。

1. 情報活用整備プロジェクトの目的

平成22年度、23年度キッズデザイン製品開発支援事業において整備された共通基盤（子どもが使用する又は触れるおそれがある製品について、より安全・安心な製品を開発する上で必要となる、子どもの身体寸法や行動特性データ、事故再現実験等で得られる物理データ、シミュレーション技術による分析ツール、事故メカニズムの解明や安全評価手法等）の成果を踏まえ、子どもの事故予防に関する研究分析を行うために必要となる基礎データ等の整備、及び産業界によるデータの有効的な活用方法、関連するツールの整備、データを活用した製品・施設・サービス等の具体的な実証研究を人間特性に関する医学や工学などの専門家・技術者と企業・業界団体との共同によって実施いたします。

2. 情報活用整備プロジェクトの内容

2-1 募集対象

- ・ 企業、業界、その他組織
- ・ 大学、公設試験研究機関、その他研究機関

2-2 募集する内容

情報活用整備プロジェクトでは、以下のような提案を募集します。

- 民間法人等が、キッズデザイン製品開発や基準策定等を行う際に必要となるデータ整備やデータ分析技術、及びこれらのキッズデザイン製品開発・基準策定等への活用方法

- 大規模な事故関連データを保有している民間法人または研究機関等が、保有データをキッズデザイン製品開発に活用する際に必要なデータ分析技術や情報発信技術、及びこれらのキッズデザイン製品開発・基準策定等への活用方法
- 民間法人、研究機関等及び設計者、デザイナー等製品開発に携わる者が共通基盤を有効に活用し、キッズデザイン製品開発・基準策定等を行うための支援となるプログラム、ツール、手法

2-3 募集する領域（テーマ）及びアウトプット

本年度においては下記のように領域（テーマ）を設定し、各テーマにおける具体的な提案を募集します。

平成24年度 情報活用整備プロジェクト 募集する領域（テーマ）

1. 製品使用時の実態理解に基づく事故予防、製品改善に関する領域
2. 製品使用時の子どもの行動、動作、姿勢等のデータ整備に関する領域
3. 空間、施設等における子どもの行動特性と事故予防に関する領域
4. 発育発達過程における子どもの行動特性とそのパターン化に関する領域
5. 共通基盤のデータ・事例等の情報提供方法の新たなアイデアに関する領域
6. 子どもの身体寸法に関する領域（主に1歳以下、8歳以上）
7. 傷害の発生メカニズムのデータベースの拡充に必要なデータの収集・分析に関する領域
8. 生活実態データベースの拡充に必要なデータの収集・分析に関する領域
9. 産業界（大企業、中小企業）における共通基盤の有効な活用方法に関する領域
10. 製品開発者・デザイナー等のための設計支援ツールに関する領域
11. 製品開発者・プランナー等のためのキッズデザイン製品開発の発想ツールに関する領域
12. その他、上記に含まれない領域

上記の領域（テーマ）における研究、調査のアウトプットのイメージ

1. 子どもの身体寸法、行動特性などの人間特性データ
2. 事故再現等の物理実験によるデータ
3. シミュレーションによる事故分析・評価データ
4. 共通基盤や蓄積されたデータを活用したプログラム、ツール及びアプリケーションの構成及び仕様、あるいは実施内容
5. その他

応募いただいた提案から、頻度・重篤度・緊急性・社会的ニーズ・一般知識化の可

能性等を考慮の上で情報活用整備プロジェクトの対象を複数選択します。そして、企業・業界団体・その他機関等と、データ収集技術や分析技術等を有する研究機関とからなるチームを作り、共同で情報活用整備プロジェクトを実施します。なお、チームは、公募採択後「キッズデザイン製品開発支援事業」事務局である特定非営利活動法人キッズデザイン協議会において選定を行います。なお、採択された内容によってはチームではなく応募者単独での実施の可能性もあります。

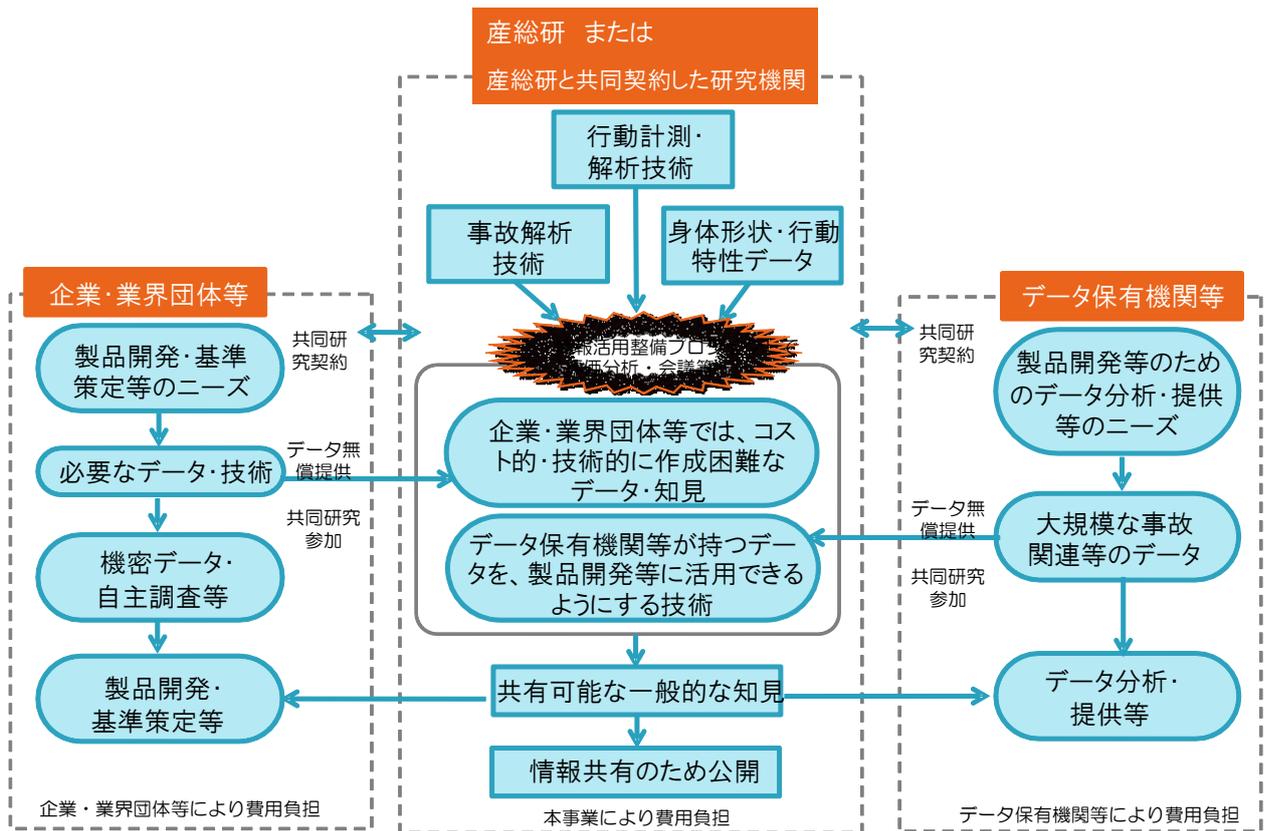


図1：情報活用整備プロジェクトのスキーム

情報活用整備プロジェクトの詳細は、以下のとおりです。(図1参照)

- 情報活用整備プロジェクトの実施によって得られる成果は、提案を採択された企業・業界団体・その他機関等（以下「採択者」という。）の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（事故情報、企業が有する未公開の知的財産等）など合理的な理由がある場合を除き、**原則として公表するものとします**。何を公開情報とし、何を守秘すべき情報にするかについては、採択者と（独）産業技術総合研究所の協議の上で決定することとします。また調査、研究内容の実証については、その連携先を事務局が指定あるいは推薦する場合があります。
- 採択者の製品開発そのものなど**営利活動に直接的に関わる行為は、プロジェクトの対象外とします**。ただし、情報活用整備プロジェクトの成果をもとに、採択者が独自で製品開発等を行うことを妨げるものではありません。

- 採択者からは、評価分析等に必要となるデータ等の提供を無償で行っていただくものとします。
- 情報活用整備プロジェクトの実施に係る費用のうち、データ整備や分析を担当する研究機関が行う経費は、本事業によって負担するため、採択者は、負担する必要はありません。ただし、採択者の活動に係る経費（人件費、旅費、自社における実験費等）は、採択者自らで負担していただきます。
- 情報活用整備プロジェクトの内容に応じて、専門家の意見を聞くための会議を行い、そのための会議費、謝金、旅費が必要となる場合は、本事業による経費として（独）産業技術総合研究所または研究機関が負担いたします。
- 企業・業界団体・その他機関は、情報活用整備プロジェクトを共同で実施する研究機関の候補があれば詳細を明記してください。なお、採択の内容によって企業・業界団体・その他機関が単独で実施する場合、（独）産業技術総合研究所が研究機関となる場合もあります。
- 研究機関が応募する場合、情報活用整備プロジェクトで得られる成果がどのような企業、業界、あるいは事故事例に対して有効であるか、を明記してください。採択後も企業、業界等との共同研究が実現しなかった場合は採択を取り消す場合もあります。
- 情報活用整備プロジェクトの成果や実施上必要となる事項については、事前に関係者間で取決め（共同研究契約）を行うこととします。また、採択決定後から契約に至るまでに、（独）産業技術総合研究所または研究機関との協議を経て、実施内容・規模などに変更が生じる可能性があります。
- 契約期間中、プロジェクトの進捗状況、内容について事務局及び事務局の指定する有識者によるヒアリング等を含めた進捗報告を適宜、提出していただきます。
- 現在、情報活用整備プロジェクトにより得られた成果を他の企業や業界内で共有するための組織体（コンソーシアム）を検討しております。採択者には、コンソーシアムに参画をいただくことを前提とします。
- 採択者は契約期間中に成果報告書を提出していただきます。

3. 契約期間

契約日から平成25年3月15日までとします。

4. 応募資格

事業執行能力の観点から、次のいずれにも該当する企業・業界団体等とします。

- 情報活用整備プロジェクトを履行する能力を有し、情報活用整備プロジェクトの確実な履行が確保されること。
- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

5. 提案申請書及び関係資料の提出

- (1) 提出期限：平成24年7月31日（火曜日） 18時必着
- (2) 提出先：
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-7 虎ノ門A3ビル4階
特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会
キッズデザイン製品開発支援事業事務局 宛
電子メール：ksp24@kidsdesign.jp
- (3) 提出方法：郵便、宅配便、電子メールとします。ただし、電子メールについては事務局より受理の旨の連絡があった時点で受理とします。
※公募要領及び提案申請書は「キッズデザインの輪」トップページ
(<http://www.kd-wa-meti.com/>) よりダウンロードして下さい
- (4) 提案申請書の提出：
 - 1) 提案申請書（添付様式）には、日本語で簡潔・明瞭に、項目の内容を記載することとします。
 - 2) 関係資料として、事業概要が確認できる企業・団体案内及び最近の決算書を提出することとします。
 - 3) 提案申請書及び関係資料は、電子ファイル（PDF形式）一式で提出することとします。

6. 選考方法

- (1) 提案申請書をもとにキッズデザイン製品開発支援事業事務局において検討し、採択テーマを決定します。
- (2) 特に、次の各項目について重点をおいて審査し、本事業の目的に合致した具体的かつ実用性の高い企画の提案者を選定します。
 - a. 情報活用整備プロジェクトの目的に合致しているか。
 - b. 一企業内の知識に留まることなく、業界など広く役立つような一般的な知見へとつながることが期待されるか。
 - c. 同類事故による傷害の頻度、重篤度、緊急性、社会ニーズ、一般知識化の可能性が高いか
 - d. 製品改善や基準策定等への応用性があるか。
 - e. 期間内に情報活用整備プロジェクトが実現する可能性が高いか。
 - f. 情報活用整備プロジェクト後の波及効果が期待できるか。その体制や計画に具体性があるか。

7. 審査結果の通知

- (1) 平成24年8月下旬までに、電子メール等により通知します。
- (2) 当該通知に対する不服申し込みや質問などは、一切受け付けません。

8. 情報活用整備プロジェクトの流れ

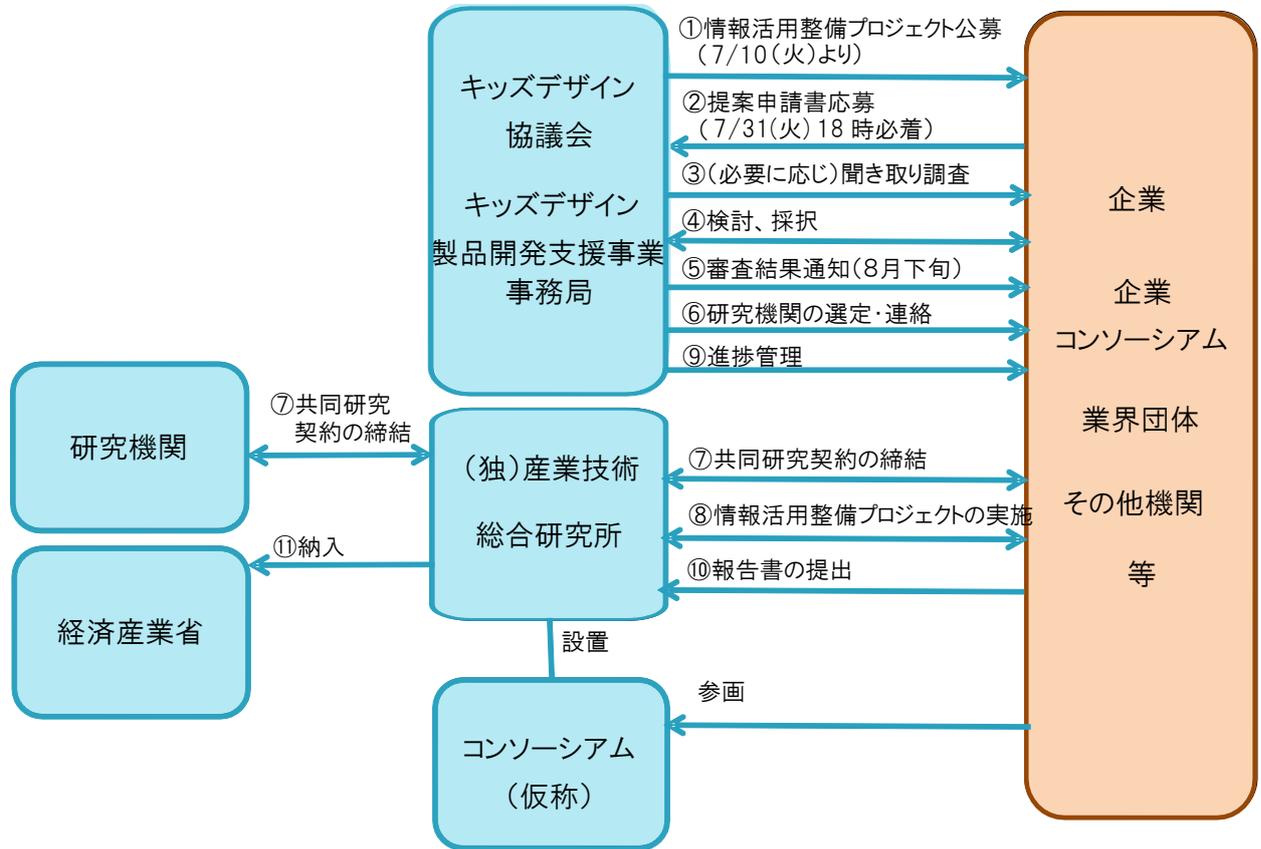


図 2 - 1 : 情報活用整備プロジェクトの流れ (企業、業界、その他組織の場合)

- ・ 採択通知 (8月下旬)
- ・ 情報活用整備プロジェクトを共同で実施する研究機関の選定 (8月下旬)
- ・ 情報活用整備プロジェクトの報告書の提出 (3月中旬)

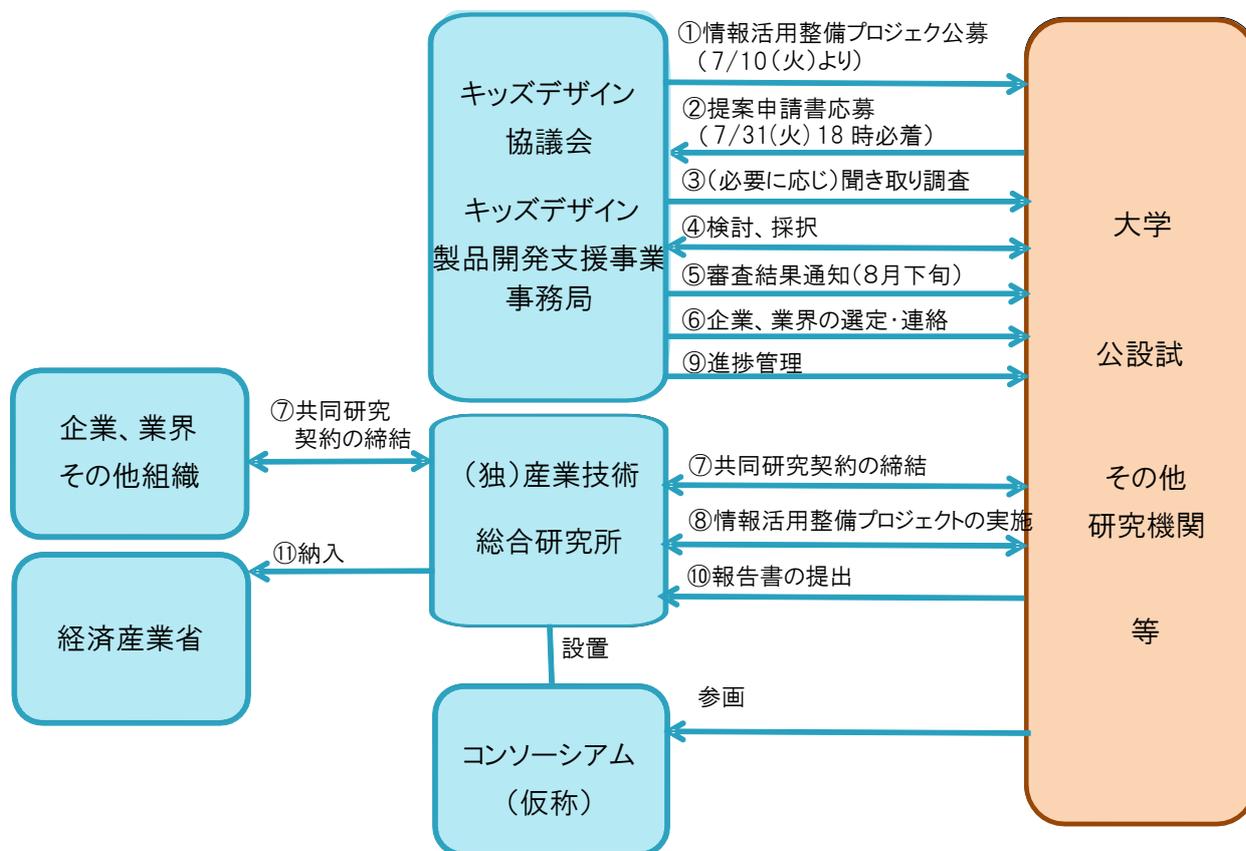


図 2-2 : 情報活用整備プロジェクトの流れ (研究機関の場合)

- ・ 採択通知 (8月下旬)
- ・ 情報活用整備プロジェクトを共同で実施する企業・業界等の選定 (8月下旬)
- ・ 情報活用整備プロジェクトの報告書の提出 (3月中旬)

9. 提案申請者の義務

- (1) 提案申請者は、審査結果の通知までの間において、提案申請書及び関係資料について説明を求められた場合には、それに応じなければならないこととします。

10. その他

- (1) 応募に要する全ての費用は提案申請者が負担することとします。なお、提出された提案申請書等は返却しません。
- (2) 提出された提案申請書及び関係資料が、提案申請者の意に反して第三者に開示されることはありません。
- (3) いただいた個人情報、本事業の実施及び本事業に関連する情報提供にのみ使

用いたします。

- (4) 情報活用整備プロジェクトの報告書に係る著作権は譲渡していただくこととします。

1.1. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

- (1) 事業全般について

経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課 担当：外山

TEL：03-3501-9259

(土日・祝日を除く平日のみ 10：00～17：00)

- (2) 情報活用整備プロジェクトの公募について

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-7 虎ノ門A3ビル4階

特定非営利活動法人 キッズデザイン協議会

キッズデザイン製品開発支援事業事務局 担当：西川、川谷

電子メール：ksp24@kidsdesign.jp

電話. 03-5405-2141 FAX. 03-5405-2143

(土日・祝日を除く平日のみ 10：00～17：00)